

特許証送付先

住所

〒162-0826

東京都新宿区市谷船河原町9番地1 NBC

アネックス市谷ビル6階

氏名

新保 斉

様

特許権設定登録通知書

特許番号 第6764933号

登録日 令和 2年 9月16日

出願番号 特願2018-518515

出願日 平成28年10月11日

請求項の数 10

納付年分 第 3年分まで

受領金額 12,300円

受領日 令和 2年 9月14日

重要

特許料の納付について

特許料納付期限日

- 特許権を維持するには、存続期間の満了（特許出願の日から20年）までの各年について所定の特許料の納付が必要です。なお、**第4年以降の納付に関しては、特許庁から納付についての通知は送付いたしませんので、納付期限の管理はご自身でお願いします。**

この通知を保管し、右側の特許料納付期限日の表で納付期限を確認してください。**(自動納付制度)**もありしますので、特許庁ホームページを参照してください。)

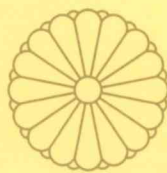
- 第4年以降の各年分の特許料は、登録日の翌日を起算日として、納付済年分の満了日（以下「納付期限日」という）までに、次の年分の納付が必要です。
- 納付期限日までに納付できなかったときは、その期間の経過後6ヶ月以内であれば特許料を追納することができます。
- 追納する場合は、納付すべき特許料のほか、その特許料と同額の割増特許料が必要です。
- 追納できる期間内に納付しないときは、その特許権は、納付期限日にさかのぼって消滅したものとみなされます。
- 特許料納付書の様式及び特許料の額については、以下を参照してください。

特許庁ホームページ  
<https://www.jpo.go.jp/index.html>

納付年分	納付期限日
第 4年分	令和 5年(2023年) 9月16日
第 5年分	令和 6年(2024年) 9月16日
第 6年分	令和 7年(2025年) 9月16日
第 7年分	令和 8年(2026年) 9月16日
第 8年分	令和 9年(2027年) 9月16日
第 9年分	令和10年(2028年) 9月16日
第10年分	令和11年(2029年) 9月16日
第11年分	令和12年(2030年) 9月16日
第12年分	令和13年(2031年) 9月16日
第13年分	令和14年(2032年) 9月16日
第14年分	令和15年(2033年) 9月16日
第15年分	令和16年(2034年) 9月16日
第16年分	令和17年(2035年) 9月16日
第17年分	令和18年(2036年) 9月16日

(注) 納付期限日が行政機関の休日にあたるときは、その日の翌日が期間の末日となります。

問い合わせ先 審査業務課登録室  
電話 03(3581)1101 (代表)  
特許担当 内線 2708



特許証  
(CERTIFICATE OF PATENT)

特許第6764933号  
(PATENT NUMBER)

発明の名称  
(TITLE OF THE INVENTION)

アニオン性-カチオン性ポリマー及びフルクタ  
ン中で安定化された可溶性カルシウム

特許権者  
(PATENTEE)

メキシコ合衆国 44270、ハリスコ、グア  
ダラハラ、コリナス デ ラ ノルマル、エー  
ヴィ、ノルマリスタス 800  
国籍・地域 メキシコ合衆国

セントロ デ インベスティガシオン  
イ アシステンシア エン テクノ  
ロジア イ ディセノ デル エスタ  
ド デ ハリスコ エー、シー、

発明者  
(INVENTOR)

エスピノーサ アンドリュース、ヒュ  
ーゴ  
ガルシア マルケス、エリステオ

出願番号  
(APPLICATION NUMBER)

特願2018-518515

出願日  
(FILING DATE)

平成28年10月11日(October 11, 2016)

登録日  
(REGISTRATION DATE)

令和 2年 9月16日(September 16, 2020)

この発明は、特許するものと確定し、特許原簿に登録されたことを証する。  
(THIS IS TO CERTIFY THAT THE PATENT IS REGISTERED ON THE REGISTER OF THE JAPAN PATENT OFFICE.)

令和 2年 9月16日(September 16, 2020)

特許庁長官  
(COMMISSIONER, JAPAN PATENT OFFICE)

糟谷敏秀

